

報告第 1 号

淡路市国民保護計画の報告の件

淡路市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

平成 31 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

報告第2号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月1日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第1号

南部生活観光バス運行車両購入の変更契約の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

平成31年1月16日

淡路市長 門 康 彦

- 1 議案番号 議案第51号（平成30年6月19日議決）
- 2 契約年月日 平成30年6月19日
- 3 契約の目的 南部生活観光バス運行車両購入
- 4 契約の金額の変更
 - (1) 議決金額 156,095,660円
 - (2) 変更後金額 161,097,000円
 - (3) 変更金額 5,001,340円
 - (4) 増減率 3.2パーセント
- 5 契約の相手
 - (1) 住 所 兵庫県淡路市志筑3517番地
 - (2) 氏 名 木下自動車株式会社 代表取締役 木下 智之

報告第3号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月1日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第2号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成31年1月28日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 51,500円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 兵庫県淡路市

(2) 氏名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金51,500円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

平成30年9月19日午前10時45分ころ、淡路市岩屋付近の駐車場内において、健康福祉部健康増進課職員が公有車を運転して後退により駐車しようとしたところ、双方の不注意により国道から左折して同駐車場内に進入してきた相手方車両左側前方と公有車右側前方とが接触し、損傷を与えた。

報告第4号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月1日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第3号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成31年2月15日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 75,000円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 兵庫県淡路市

(2) 氏名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金75,000円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

平成31年1月10日午後0時45分ころ、淡路市夢舞台付近の駐車場内において、健康福祉部福祉総務課職員が公有車を運転して後退により駐車しようとしたところ、不注意により後方に停車していた相手方車両に気付かず同車左側前方に接触し、損傷を与えた。

報告第5号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月1日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第4号

津名浄化センター沈砂池・ポンプ棟建設工事（機械・電気）の変更契約の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

平成31年2月15日

淡路市長 門 康 彦

- 1 議案番号 議案第40号（平成29年9月27日議決）
- 2 当初契約 平成29年10月2日
- 3 契約の目的 津名浄化センター沈砂池・ポンプ棟建設工事（機械・電気）
- 4 契約の金額の変更
 - (1) 議決金額 556,200,000円
 - (2) 変更後金額 558,541,440円
 - (3) 変更金額 2,341,440円
 - (4) 増減率 0.4パーセント
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 神戸市中央区脇浜町1丁目4番地78
 - (2) 氏 名 株式会社神鋼環境ソリューション 取締役社長 粕谷 強

報告第6号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月1日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第5号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成31年2月18日

淡路市長 門 康 彦

- 1 損害賠償の額 89,640円
- 2 相手方の住所及び氏名
 - (1) 住所 兵庫県加古川市 [REDACTED]
 - (2) 氏名 [REDACTED]
- 3 和解条項
 - (1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金89,640円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
 - (2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。
- 4 事件の概要

平成31年1月28日午後1時00分ころ、兵庫県高砂市伊保町中筋付近の駐車場内において、健康福祉部子育て応援課職員が公有車を運転して後退により駐車しようとしたところ、不注意により後方にあった相手方所有のフェンス及びブロック塀に接触し、損傷を与えた。